

多子世帯応援クーポン事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、子育てサービス等を利用することができる「3キュー子育てチケット」(以下「チケット」という。)を配布するとともに、市町村がこれに上乗せして実施する給付事業等に対する助成を行うことで、多子世帯の育児にかかる身体的・精神的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 3キュー子育てチケット 当該事業において子育て支援サービス等を利用するための利用券
- (2) 第3子以降の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの同居又は養育している児童のうち3人目以降の者
- (3) チケットの交付を受けられる者(利用者) 当年度に出生した第3子以降の児童の保護者で、埼玉県に住所を有する者
- (4) サービス提供事業者 当該事業の利用者に子育て支援サービス等を提供する事業者
- (5) 登録事業者 サービス提供事業者(以下「事業者」という。)のうち、事前に登録を行い、チケットの提出と引き換えに子育て支援サービス等を提供する事業者をいう。
- (6) 子育て支援サービス等 次に掲げるサービスをいう。
 - ア 親をサポートするサービス
 - イ 子どもを預けるサービス
 - ウ 親子地域ふれあいサービス
 - エ その他子育てサービス

(事業内容)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 必須事業(県事業)

県は利用者に対し、別に定める金額のチケットを交付するものとする。
利用者は、チケットにより登録事業者の提供する子育て支援サービス等(以下「サービス」という。)を利用することができるほか、現金によりサービ

スを利用し、その領収書をチケットに添付することにより利用料を県に請求することができる。

(2) 任意事業（市町村事業）

県は、市町村がチケットに上乘せもしくは独自に実施する給付事業に対して、第3子以降の児童に係る事業費の一部を助成する。

給付事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 子育て支援に関する内容を含むバウチャー事業
- イ 子育て支援に関する内容を含む商品券事業
- ウ 出産祝い金事業
- エ その他これに類する事業

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、県又は市町村とする。

- 2 県又は市町村は、相当と認める者に事業の一部又は全部を委託することができる。

(チケットの申請・変更手続)

第5条 チケットの交付を希望する者は「『3キュー子育てチケット』申請書（兼第3子以降申告書）」（様式第1号、以下「申請書」という。）により知事に申請するものとする。なお、申請する際には次の各号の書類を添付するものとし、第2号及び第3号の書類は該当者がいる場合のみ添付するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- (2) 「同居しない18歳以下の児童で養育する者」が記載された住民票
- (3) (2)の者が扶養となっていることが記載されている書類

- 2 チケットの交付を申請できる期間は、知事が毎年度別に定める。
- 3 知事は、第1項の規定による申請を受けた場合、その申請の内容を審査し、相当と認めるときは、登録した上で対象者にチケットを交付する。
- 4 利用者は、申請した内容に変更が生じた場合、「『3キュー子育てチケット』登録内容変更届」（様式第2号）により知事に届け出るものとする。

(チケットの交付時期)

第6条 当該年度の4月1日から12月31日までに第3子以降の児童を出生した保護者に対しては、当該年度に利用できるチケットを交付する。

- 2 当該年度の1月1日から3月31日までに第3子以降の児童を出生した保護者に対しては、原則として翌年度から利用できるチケットを交付することとするが、チケットの交付申請時において希望した者については当該年度に

利用できるチケットを交付する。

(チケットの利用)

第7条 利用者は、サービスを利用するときは、事業者にはチケット又は現金により利用料を支払うものとする。

2 チケットは1枚当たり500円とする。

3 利用者は、チケットにより利用料を支払う場合、1回の利用につき複数枚使用することができるものとする。

4 利用者は、現金により利用料を支払う場合、事業者から領収書等を受領するものとする。

5 利用者は、前2項のいずれの場合においても利用料を上回る額のチケットを使用できないものとする。その際、利用料とチケットの差額は現金で支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号について遵守しなければならない。

(1) チケットは、交換、譲渡、複製又は売買してはならないこと。

(2) チケットは、県への換金申請以外の方法で、現金に換えないこと。

(3) その他不正な行為による使用をしないこと。

(チケットの有効期間)

第9条 チケットの有効期間は、利用者がチケットの交付を受けた日の属する年度の3月末日とする。

(チケットの再交付)

第10条 チケットの再交付は行わない。

(事業者登録の申請・変更手続)

第11条 事業者が登録事業者になろうとする場合は、多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者登録申請書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者承認・不承認通知書(様式第4号)を交付するものとする。

3 事業者は、前項の規定により承認を受けた登録事項に変更が生じた場合、多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者登録事項変更届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(事業者登録の承認)

第12条 前条に規定する事業者登録の承認は、申請者又は申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当する恐れがある場合には行わない。

- (1) 法令やその他公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- (3) 子どもの健全育成を損なうもの
- (4) その他本事業の目的及び本要綱に反するもの

(登録事業者の遵守事項)

第13条 登録事業者は、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 事業を理解し、良質な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、広く利用者にサービスの周知を図ること。
- (2) 偽造されたチケットや第三者による不正利用等、不正な利用が明確である場合はチケットの受理を拒否するとともに、速やかに県へ通報すること。

(利用料の請求)

第14条 利用者が利用料をチケットで支払った場合、事業者は、別途指定する様式に当該チケットを添え、知事に請求するものとする。

- 2 利用者が利用料を現金で支払った場合、利用者は、別途指定する様式にチケット及び第7条第4項に規定する領収書等を添え、知事に請求するものとする。

(利用料の支払)

第15条 知事は、前条の規定による請求を受けた場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、請求のあった金額を利用者又は登録事業者に支払うものとする。

(調査等)

第16条 知事は、第13条第2号の規定による通報を受けたときは速やかに実態を調査するものとする。

- 2 知事は、登録事業者の提供するサービス内容等に関して必要があると認めるときは、登録事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(登録承認の取消し)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該利用者及び

事業者の登録承認を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により第5条第3項及び第11条第2項の承認を受けたことが明らかになったとき
- (2) 第14条に規定する利用料の請求に関し不正があったとき

(不正な行為等によるチケット及び利用料の返還命令)

第18条 事業者は、第17条第1号の規定により登録承認の取消しをされた場合は、その利用料について利用者に請求してはならない。また、当該利用者から利用料とチケットの差額を現金で支払いを受けている場合は、その差額を県に返還するものとする。

- 2 利用者は、前項と同様に登録承認の取消しをされた場合は、取り消された日以後、一切のチケット利用及び換金申請をすることができない。
- 3 知事は、前2項、第8条及び第13条の違反が明らかになった場合及び、偽りその他不正の行為によって第15条の支払いを受けたことが明らかになった場合、その支払額の全部又は一部の返還を請求するとともに、未使用及び換金申請前のチケットの返還を請求するものとする。
- 4 前3項に規定する返還命令及び請求を受けた者は、速やかに応じなければならない。

(規定の読み替え)

第19条 本事業の一部又は全部を委託により実施する場合、第3条第1号の「県」、第5条第1項、第3項及び第4項の「知事」、第8条第2号の「県」、第11条の「県」、第14条の「知事」、第15条の「知事」は、「受託事業者」と読み替えるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から適用する。

(様式第1号)

「3キユー子育てチケット」申請書 (兼 第3子以降申告書)

年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

チケットの交付を受けたいので申請します。また、下記の記載内容は事実と相違ありません。

申請者	氏名	(ふりがな)										
		印										
	住所	〒 -										
	電話番号	() -										
	対象児童との続柄	1 父 2 母 3 その他()										
対象児童	出生順位	第 子										
	氏名	(ふりがな)										
	生年月日	年 月 日										
チケットの配付希望時期		<input type="checkbox"/> 平成29年度に利用できるチケットの交付を希望する (1月1日～3月31日に出生した方のみ対象・希望する人のみ☑をつける)										
振込先口座	※ 領収書をチケットに添付して換金申請する場合の振込先口座を下記①②のいずれかに記入											
	① ゆうちょ銀行 以外の金融機関	金融機関名										
		支店名										
		指定口座	金融機関コード					支店コード				
			預金種目(いずれかに○)					口座番号(右ヅメ)				
		1 普通 2 当座										
		口座名義	(フリガナ)									
	② ゆうちょ銀行	金融機関名	ゆうちょ銀行									
		支店名										
		指定口座	金融機関コード					記号				
			9	9	0	0	1				0	※
			口座番号(右ヅメ)									
口座名義	(フリガナ)											

※申請には以下の書類が必要になります。

1. 世帯全員の住民票 (マイナンバーの記載がないもの)
2. 「同居しない18歳以下の児童で養育する者」が記載された住民票 (マイナンバーの記載がないもの、該当者がいる場合のみ必要)

(様式第2号・表)

「3キュー子育てチケット」登録内容変更届

年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

「3キュー子育てチケット」の登録内容に変更がありましたので届け出ます。
また、下記に記載の内容は事実と相違ありません。

申請者	氏名	(ふりがな) ④
	住所	〒 -
	電話番号	() -
対象児童	氏名	(ふりがな)
	生年月日	年 月 日
変更理由	例：転居による住所の変更、振込先口座の変更希望など	

変更があった事項のみ記入してください。

変更事項		変更前	変更後
申請者	氏名	(ふりがな)	(ふりがな)
	住所	〒 -	〒 -
	電話番号		
	対象児童との続柄		
対象児童	氏名	(ふりがな)	(ふりがな)
同居する 親族・児童	氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日

(様式第2号・裏)

変更事項		変更前				変更後					
振込先 口座	金融機関名										
	支店名										
	指定 口座	ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	金融機関コード		支店コード		金融機関コード		支店コード		
			預金種別	口座番号 (右ヅメ)		預金種別	口座番号 (右ヅメ)				
		1 普通 2 当座					1 普通 2 当座				
		ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号		金融機関コード	記号				
			9 9 0 0 1			0 ※	9 9 0 0 1			0 ※	
	口座番号 (右ヅメ)		口座番号 (右ヅメ)								
口座名義	(フリガナ)				(フリガナ)						
チケット交付対象者の 要件喪失						<input type="checkbox"/> 県外転出 <input type="checkbox"/> その他 ()					

※上記変更があった年月日 平成 年 月 日

(様式第3号・表)

多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

届出者 所在地

店舗・施設名

代表者

担当者

多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者として登録したく、下記内容のとおり申請します。

店舗・施設等の名称	(ふりがな)		
所在地			
電話番号		FAX	
メールアドレス		HPアドレス	
対象サービス (いずれかをチェック)	<input type="checkbox"/> 親をサポートするサービス <input type="checkbox"/> 子どもを預けるサービス <input type="checkbox"/> 親子地域ふれあいサービス <input type="checkbox"/> その他子育てサービス		
サービス内容 (具体的にお書きください。)			
料金			
営業時間 (24時間表示)	時 分 ～ 時 分	定休日	
その他	事業概要のわかるもの(パンフレットやチラシ等)があれば添付してください。		

(様式第3号・裏)

振込先口座 (①②のいずれかに記入)	① ゆうちょ銀行 以外の金融機関	金融機関名										
		支店名										
		指定口座	金融機関コード					支店コード				
			預金種目(いずれかに○)					口座番号(右ヅメ)				
	口座名義	(フリガナ)										
	② ゆうちょ銀行	金融機関名	ゆうちょ銀行									
		支店名										
指定口座		金融機関コード					記号					
		9	9	0	0	1					0	*
		口座番号(右ヅメ)										
口座名義	(フリガナ)											

(様式第4号)

年 月 日

御中

埼玉県知事 上田 清司

多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者承認・不承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった、多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者申請については、下記のとおり決定したので通知します。

決定年月日	平成 年 月 日
決定事項	<input type="checkbox"/> 承認 (事業者コード：) <input type="checkbox"/> 不承認
不承認の理由	

(様式第5号・表)

多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者登録事項変更届

平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

届出者 所在地
店舗・施設名
代表者
担当者
事業者コード

多子世帯応援クーポン事業サービス提供事業者登録内容について、下記のとおり変更します。

変更事項	変更前	変更後
(ふりがな)		
店舗・施設等の 名称		
代表者名		
所在地		
電話番号		
F A X		
メールアドレス		
HPアドレス		
対象サービス		
サービス内容		
料金		
営業時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
定休日		

(様式第5号・裏)

変更事項		変更前						変更後													
振込先 口座	金融機関名																				
	支店名																				
	指定 口座	ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	金融機関コード			支店コード			金融機関コード			支店コード									
			預金種別		口座番号 (右ヅメ)				預金種別		口座番号 (右ヅメ)										
		1 普通	2 当座							1 普通	2 当座										
		ゆうちょ銀行	金融機関コード		記号				金融機関コード		記号										
			9	9	0	0	1					9	9	0	0	1					0
	口座番号 (右ヅメ)						口座番号 (右ヅメ)														
	口座名義		(フリガナ)						(フリガナ)												